

保健

■母子健康手帳交付(予約制)
【実施日】月～金曜日(祝日を除く)
【受付時間】午前9時～午後4時30分

交付場所・予約先	備考
健康づくり課 (花巻保健センター)	予約なく来所の場合は交付まで1時間ほどかかります
大迫・石鳥谷・東和 総合支所 健康づくり窓口	予約者のみ

【問い合わせ・予約】健康づくり課
(23-3121)、健康づくり窓口
(41-3128、41-3448、41-6518)

■パパママ教室

【対象】初めてパパやママになる人(妊娠7～8カ月ごろ)
【期日】7月4日(土)
【受付時間】①午前9時15分～9時30分②午前10時30分～10時45分
【会場】花巻保健センター
【内容】子育てレッスン(赤ちゃんの入浴方法)
※時間は1時間程度
【定員】各回6組(先着順)
【申込開始日】6月4日(木)
【問い合わせ・申し込み】健康づくり課(23-3121)

■5月31日(日)～6月6日(土)は「禁煙週間」

期間中は「2020年、受動喫煙のない社会を目指して～たばこの煙から子ども達を守ろう～」をテーマに、禁煙と受動喫煙防止の普及啓発が行われます。

市では「望まない受動喫煙」から市民の皆さんの健康を守るため、市の公共施設を4月から原則として敷地内禁煙にしています。施設にはポスターなどを掲示していますので、禁煙にご協力をお願いします。
【問い合わせ】健康づくり課(23-3121)

■健診(検診)などを一部再開します
新型コロナウイルス感染症に関わる緊急事態宣言の解除に伴い、市で実施している集団での健診(検診)などの日程を一部変更して再開します。

【再開する健診(検診)など】
▶乳幼児健診(7カ月、1歳6カ月、2歳児、3歳児)▶離乳食教室▶定期健康診査など(特定健康診査、後期高齢者健康診査、結核健康診断、肝炎ウイルス検査)▶各種がん検診(肺がん、前立線がん、大腸がん、胃がん、乳がん、子宮頸がん)
※詳しい日程は、決まり次第、対象者へお知らせします
【問い合わせ】健康づくり課(23-3121)

■歯科健診

【対象】令和2年3月31日時点で75歳になった人
※対象者には通知します
【健診期間】6月1日(月)～12月28日(月)
【健診場所】市指定歯科医療機関
※寝たきりなどで自分で行けない場合は、歯科医療機関へご相談ください
【健診料】無料
【問い合わせ】健康づくり課(23-3121)

■がんサロン『ほっこり・花』

【対象】がん患者とその家族
【日時】毎月第4金曜日、午後1時30分～3時30分
【会場】花巻保健センター
【参加料】300円
※開催時間・会場を変更する場合があります。初めて参加する場合は事前にお問い合わせください。電話による無料相談も受け付けています
【問い合わせ・電話相談】がんサロン『ほっこり・花』代表 小瀬川(090-6453-1050)

■中部保健所からのお知らせ

①ひきこもり専門相談
ひきこもりに悩む本人・ご家族の相談に専門の医師が応えます。ご家族のみの相談も可能です。
【日時】7月1日、9月2日、11月4日の水曜日、午後2時～3時30分
【担当医師】国立病院機構花巻病院の副院長・河上真人さん

②こころの健康相談(精神保健福祉相談)

こころの病気、気持ちが落ち込む、眠れないなどの悩みや相談に、精神科医が応えます。
【日時】毎月第3水曜日、午後1時30分～4時
※上記以外でも、保健師による相談を随時受け付けています

①②共通

【会場】中部保健所(花巻地区合同庁舎内)
【相談料】無料
【問い合わせ・申し込み】中部保健所保健課(22-2331)

■あなたのこころは元気ですか
こころの体温計

毎日、生き生きと自分らしく過ごすためには、体の健康だけではなく、心の健康も大切です。

本市では、「こころの体温計」サイトを開設しています。

このサイトは、パソコンや携帯電話を使ってストレス状況を簡単にチェックできるシステムです。

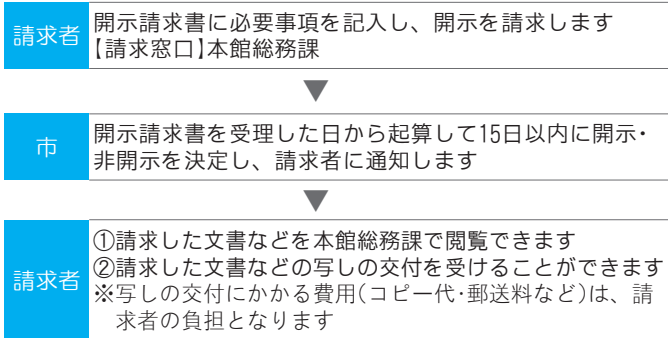
地域の相談窓口などの情報も紹介しています。日々のセルフチェックにぜひご活用ください。
【ホームページ】<https://fishbowlindex.jp/hanamaki/>
※スマートフォンの場合は右記のQRコードからもご覧いただけます



【問い合わせ】健康づくり課(23-3121)

■個人情報保護制度とは
個人のプライバシーや権利・利益を保護するための制度です。生存する個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名や生年月日などにより、特定の個人を識別することができるものを「個人情報」と言います。市が保有している個人情報 は原則本人からの請求

■行政文書や個人情報の開示請求から開示までの流れ



*個人情報の訂正請求や利用停止請求の場合の流れも同様です

■令和元年度 開示請求などの状況

▶行政文書の開示請求件数および決定状況

請求先	請求件数	内訳			
		決定状況			
		全部開示	部分開示	非開示	不存在
市長	125件	78件	45件	1件	3件
教育委員会	3件	2件	1件		
農業委員会	1件		1件		
消防	2件	2件			
議会	2件	1件			1件
計	133件	83件	47件	1件	4件

※1件の開示請求で複数の行政文書についての請求があった場合は、複数の決定方法を採用しているため、請求件数と決定状況は一致しません

▶個人情報の開示、訂正、利用停止の請求件数および決定状況

請求内容	請求件数	決定状況	請求取り下げ
個人情報の開示	6件	全部開示 5件 不存在 1件	1件

※個人情報の訂正、利用停止の請求はありませんでした

▶個人情報取り扱い事務の登録件数

市の機関	登録件数(5月20日現在)
市長	231件
教育委員会	35件
選挙管理委員会	4件
農業委員会	4件
消防	30件
議会	4件
計	308件

※市では、事務の名称や目的、対象者の範囲などを「個人情報取扱事務登録簿」に登録し、本人が自分の情報に関与できるようにしています



情報公開・個人情報保護制度

【問い合わせ】
本館総務課
(413506)

や、請求者・第三者の権利・利益を害する恐れがある情報などは、開示できない場合があります。

市では、市政への信頼性と透明性を高めるため、市政に関する情報を公開しています。

また、市が保有している個人情報 を適正に取り扱うとともに、皆さんの自分に関する情報を知ることができる権利などを保障しています。

によって開示や訂正、利用停止できます。

■開示請求から開示までの流れ

皆さんからの請求に応じて、行政文書や個人情報を開示します。原則として請求された内容は全て開示しますが、公益を損なうもの

▶個人情報であれば何でも保護？

個人情報 個人情報とは大切なものだという認識が高まる一方で、個人情報保護を理由に、必要となる個人情報までもが提供されなくなったり、各種名簿の作成が中止されたりするなど、「過剰反応」と思われる状況が一部で見受けられます。

個人情報保護法は、民間事業者が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めているものです。

このルールに従い、あらかじめ本人の同意を得るか、または同意に代わる方法により、クラス名簿や自治会名簿などを作成・配布することができません。

また、災害や事故などの緊急時や捜査関係事項照会への回答のよう な場合には、本人の同意を得なくても情報提供できる場合があります。